

別表 3

3-1表 設計住宅性能評価料金

建築物種別	床面積 (㎡)	基本料金 (税込 単位：円)
一戸建住宅	200 以内	60,500
	200 超～500 以内	66,000
	500 超	見積
共同住宅等	200 以内	47,300 +M× 23,100
	200 超～500 以内	56,100 +M× 14,300
	500 超～1,000 以内	116,600 +M× 9,900
	1,000 超～2,000 以内	180,400 +M× 9,900
	2,000 超～5,000 以内	287,100 +M× 9,900
	5,000 超	見積

M：評価対象住戸

※設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書等の交付において、紙面での発行を行う場合の加算手数料は、申請1件につき2,200円(税込)とする。

3-2表 構造の安定に関する検証法に構造計算を用いる場合の加算額

建築物種別	床面積 (㎡)	加算額 (税込 単位：円)
一戸建住宅/ 共同住宅等	200 以内	41,800
	200 超～500 以内	60,500
	500 超～1,000 以内	77,000
	1,000 超～2,000 以内	121,000
	2,000 超～5,000 以内	209,000
	5,000 超	見積

※許容応力度計算(ルート1)以外の検証法による場合は別途見積もりとする。

3-3表 設計住宅性能評価の申請において長期使用構造等確認を要する場合の加算額

建築物種別	床面積 (㎡)	加算額 (税込 単位：円)
一戸建住宅	200 以内	2,200
	200 超～500 以内	2,200
	500 超	見積
共同住宅等	200 以内	7,700
	200 超～500 以内	7,700
	500 超～1,000 以内	14,300
	1,000 超～2,000 以内	15,400
	2,000 超～5,000 以内	28,600
	5,000 超	見積

3-4表 選択項目加算額

建築物種別	加算額 (税込 単位：円)
一戸建住宅/共同住宅等	2,200

※1住戸1項目当たりの加算額。

※引受後に追加する場合は項目数に応じ料金を加算する。また、引受後に項目を減少させる場合は返金しないものとする。

3-5表 住宅型式性能認定住宅の場合の減算額

建築物種別	床面積 (㎡)	減算額 (税込 単位：円)
一戸建住宅	200 以内	3,300
	200 超～500 以内	5,500
	500 超	見積
共同住宅等	200 以内	9,900
	200 超～500 以内	9,900
	500 超～1,000 以内	11,000
	1,000 超～2,000 以内	11,000
	2,000 超～5,000 以内	22,000
	5,000 超	見積

※上記の減算額は、性能表示項目のうち構造の安定に関する事、劣化の軽減に関する事、及び温熱環境に関する事の3項目の認定を受けている場合に適用する。

ただし、3項目のうち1項目毎に上記減算額の1/3(百の位を四捨五入する。)を減算できることとする。

3-6表 型式住宅部分等製造者認証を受けた場合の減算額

建築物種別	床面積 (㎡)	減算額 (税込 単位：円)
一戸建住宅	200 以内	6,600
	200 超～500 以内	9,900
	500 超	見積
共同住宅等	200 以内	19,800
	200 超～500 以内	19,800
	500 超～1,000 以内	22,000
	1,000 超～2,000 以内	22,000
	2,000 超～5,000 以内	44,000
	5,000 超	見積

※上記の減算額は、性能表示項目のうち構造の安定に関する事、劣化の軽減に関する事、及び温熱環境に関する事の3項目の認定を受けている場合に適用する。

ただし、3項目のうち1項目毎に上記減算額の1/3(百の位を四捨五入する。)を減算できることとする。

3-7表 変更に係る場合の申請手数料

①変更設計住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンター以外の者から受けている場合	① 新規申請と同額
②変更設計住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンターから受けている場合	② 新規申請の1/2
③センターが設計住宅性能評価審査中であった計画を変更して住宅を建築する場合	③ 新規申請の1/2

3-8表 評価書の再発行に係る手数料

建築物種別	手数料 (税込 単位：円)
一戸建住宅	8,800
共同住宅等	8,800+M×550

M：評価対象住戸

※紙面交付の場合に限る。

※名義等変更の技術的審査を伴わない変更による評価書の変更を含む。

3-9表 建設住宅性能評価料金

建築物種別	床面積 (㎡)	基本料金 (税込 単位：円)	
一戸建住宅	200 以内	124,300	
	200 超～500 以内	161,700	
	500 超	見積	
共同住宅等	200 以内	N× 46,200	+M× 16,500
	200 超～500 以内	N× 57,200	+M× 16,500
	500 超～1,000 以内	N× 91,300	+M× 16,500
	1,000 超～2,000 以内	N× 124,300	+M× 15,400
	2,000 超～5,000 以内	N× 187,000	+M× 15,400
	5,000 超	見積	

M：評価対象住戸

N：評価方法基準の定めによる検査回数

※他機関で設計住宅性能評価を申請した物件については新規設計住宅性能評価申請料金の1/2を加算する。

3-10表 選択項目加算額

建築物種別	加算額 (税込 単位：円)
一戸建住宅	8,800
共同住宅等	2,200

※1住戸1項目当たりの加算額。

※引受後に追加する場合は項目数に応じ料金を加算する。また、引受後に項目を減少させる場合は返金しないものとする。

3-11表 遠隔地の場合の申請手数料加算額

遠隔地の区域	加算額 (税込 単位：円)
① 住宅の所在地が、業務を行う事務所の所在地から直線距離で25kmを超え、50km以内の地域に存する場合	Na × 2,200
② 住宅の所在地が、業務を行う事務所の所在地から直線距離で50kmを超え、75km以内の地域に存する場合	Na × 4,400
③ 住宅の所在地が、業務を行う事務所の所在地から直線距離で75kmを超える地域に存する場合	Na × 6,600

Na : 実際に行われる検査回数

3-12表 型式住宅部分等製造者認証を受けた場合の減算額

建築物種別	床面積 (㎡)	減算額 (税込 単位：円)
一戸建住宅	200 以内	16,500
	200 超～500 以内	22,000
	500 超	見積
共同住宅等	200 以内	35,200
	200 超～500 以内	35,200
	500 超～1,000 以内	66,000
	1,000 超～2,000 以内	88,000
	2,000 超～5,000 以内	110,000
	5,000 超	見積

※上記減算額は、性能表示項目のうち構造の安定に関する事、劣化の軽減に関する事、及び温熱環境に関する事の3項目の認定を受けている場合に適用する。ただし、3項目のうち1項目毎に上記減算額の1/3(百の位を四捨五入する。)を減算できることとする。

3-13表 規程第32条に定める評価業務申請手数料の返還

建築物種別	申請の取り下げを行った時期	建設住宅性能評価の手数料に乗ずる率
一戸建住宅	建設住宅性能評価の申請を受理した日から第1回の現場検査を実施する日の前日まで	0.90
	第1回の現場検査を実施した日から第2回の現場検査を実施する日の前日まで	0.70
	第2回の現場検査を実施した日から第3回の現場検査を実施する日の前日まで	0.45
	第3回の現場検査を実施した日から第4回の現場検査を実施する日の前日まで	0.20
共同住宅等	建設住宅性能評価の申請を受理した日から第1回の現場検査を実施する日の前日まで	0.90
	第1回の現場検査を実施した日から最終回(竣工時)の現場検査を実施する日の前日まで	$1 - \{ (J \div N \times 0.9) + 0.1 \}$

N : 評価方法基準の定めによる検査回数

J : 申請の取り下げの日までにすでに実施した現場検査の回数

3-14表 特定測定物質の濃度測定を申請した場合の申請手数料加算額

特定測定物質の種別	加算額 (評価方法基準による場合)
ホルムアルデヒド	見積もりによる
※以下、申請内容により加算する。(選択項目)	
VOC (1~4種類)	見積もりによる

※ 申請により選択したVOCの種類の数 (①トルエン、②キシレン、③エチルベンゼン、④スチレン)

※ 上記料金は、特定測定物質の濃度測定を竣工時の検査と同事に実施できる場合の料金であり、申請者の要望により同時に実施できない場合は、別途協議の上決定する。また、遠隔地の場合も同様に別途協議の上決定する。